



Title	<書評> Judith N. Shklar, "The faces of injustice", Yale University Press
Author(s)	安原, 照己
Citation	年報人間科学. 2010, 31, p. 257-262
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/12899
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

Judith N. Shklar
The faces of injustice
Yale University Press

安原 照已

合衆国の政治学者ジュディス・シュクラー Judith Shklar(1928—1992)による「不正義」論。本書において、シュクラーが、正義ではなく、あえて不正義を論じるのは、彼女が正義論の伝統を評価せず、その実効性を疑っているからではない。そこで軽んじられてきたことがらへの視点を組みこむことで、正義をめぐる議論はより豊かなものになると考えているからなのだ。彼女の関心は、正義という考え方の根源にある「不正義の感覚 the sense of injustice」の政治的重要性、とくに民主主義社会におけるそれに向けられている。シュクラーによれば、伝統的な正義論はそれを正当に扱つてこなかつたのであり、その意義は、不正義を被るという経験それ自体に向きあうことでしか明らかにすることができないものなのだ。

公平あるいは公正としての正義よりも理性的秩序を求めたプラトンや正義に人間的価値としての限界をみたアウグスティヌス、正義の実践より害を為さぬよう生きることの意義を説いたモンテニュー、さらに「積極的不正（義）」と「消極的不正（義）」を区別したキケロらの著作に依拠して、シュクラーは議論を進めている。しかしながら、その一方で、見過されてはならないのは、彼女が繰り返し指摘するように、不正義を被るという経験においては、そのような文献からはごぼれ落ちてしまふような主観的側面がきわめて重要な意味をもつのである。それを如実に示すために、シュクラーは、ディケンズの小説やヴォルテールの詩、そしてジヨットの絵画など、多くの芸術作品をとりあげている。

一九八八年にイェール大学で行われた複数の講義をもとに構成された

本書は、「不正義を正当に評価す *Giving injustice its due*」、「不運と不正義 *Misfortune and injustice*」、「不正義の感覚 *The sense of injustice*」の題された三章からなる。第一章のタイトル、「*Giving injustice its due*」に、ショクラーの主張が集約されてい *るべくべきだ*。「*Give the devil his due*」=好ましからぬ人間でもよしむけのは認めてやる、ふるべ表現が示すように、ショクラーは、伝統的な正義論の文脈では「厄介者」扱いされた「不正義」こそ、より基底的な人間の経験であり、まさに問題にすべきものなのだと主張する。未来における積極的な価値の実現ではなく、政治が引き起こした過去の悲惨、そこから生じた自由への脅威を記憶に留め、その回避を怠らないこと、それこそが、人格的自由を重んずるリベラリズムの第一の課題である。だが、「恐怖」と同様、「不正義」を議論の軸に据えるとは、いかにも悲観的で、議論は陰鬱なものになるのではないか。そのような懸念をよそに、ショクラーは、コンパクトな本書にはやや過密なまでに、不正義を被るという経験を多面的にとらえ、力強い議論を展開していく。

各章は、ほぼ共通するテーマを論じる独立した構成で、それぞれ單独で取り上げてもショクラーの主張がある程度理解できる内容になつてい *る*。以下、各章に共通する主要テーマである「不正義の感覚」、「不正義と不運」、「民主主義と不正義の感覚」について、彼女の所論を紹介する。

ショクラーが「不正義の感覚 *sense of injustice*」と呼ぶものは、決して特別なものではない。不正に直面したとき、私たちの内にほとんど

反射的に生じる違和感、あるいは憤り——「これはおかしい—This is not right!」——のいじめである。社会を秩序づける規範としての「正義」は、私たちのこの感覚を起源として構想されてきたものであろう。にもかかわらず、伝統的な正義論は、その関心をもつぱり「正義」に向けてきた。アリストテレスの正義論に代表される伝統的な正義モデルを、ショクラーは、「正義の標準モデル *normal mode of justice*」といふ。このモデルについて「不正義」は、「正義の欠如した状態」であり、そのようなものとして特定することができ、従つて、正義をもつて矯正しうるものである。不正義は、いつでも早々に除去すべき「厄介者」であり、それ自体が考察の対象となることはなかつた。それに對し、ショクラーは、不正義を被るという経験をそのように扱うことは、そこに含まれる政治的重要性を等閑視するに違ひ批判する。彼女が最も共感を寄せるモノテニコは、社会的不平等とそれに起因する不正義の感覚が人間の社会から消え去ることはないと確信している。不正な行為がなされうるのは、すでにそこに強者と弱者が存在している証なのであり、それは、標準モデルの考えるような個別の害の回復だけではいかんともしがたいものなのだ。

しかし、不正義は、標準モデルが想定するような、確定的なものでもない。人為的な「不正（義） *injustice*」より、人間の力ではどうするかともできない、「不運 *misfortune*」の境界は可変的なものだ。たとえば、人種差別は、現代では明白な「不正」であるが、ジム・クロウ法時代の合衆国においては、黒人であることに起因する不利益は、彼が黒人に生まれたという「不運」によるもの、「えいわすねいふもできないもの」と考

えられていた。ちょうど、女性に生まれた「不運」が、女性に対する不平等な扱いを正当化していたように。

乳幼児の死亡や飢饉など、以前には不運であつたものも、今では政府の機能不全に起因する不正義とみなされる。「不運と不正義の区分は、可変的で明確なものではないが、なくなりはしない。そして、それにこだわるには十分な公共的意義があるのだ。なぜなら、両者を分かつ境界線は、政治的選択であつて、所与のルールではないからだ」(本書五頁)、とシュクラーは述べている。

「すでにそこにある」構造的な不平等の自覚や、不正義と不運の区分の可変性とともに、シュクラーが標準モデル批判において強調するのは、個人的経験、とくにその主観的な側面における正義と不正義の非対称性である。ジョットの一对の絵画、『不正義』と『正義』や、一七五五年のリスボン大地震に対する憤りのぶつけられたヴォルテールの詩を通じて明らかにされるのは、人間にとつての「不正義」の近しさ、そして超然とした正義との疎遠な関係である。不正の欠如における穏やかな満足と不正に対する強い憤りのあいだには著しい非対称性があり、「不正義と正義は、心理学的に相補的な関係にあるものではなく、両者はまた、対称的、対立的な関係にあるでもない」(一〇一頁)といわれる。シュクラーによれば、この非対称性は、不正義を被るという経験の主観的側面に、正義には回復不能な要素が含まれていてことによって生じるものだ。すなわち、その経験は、正義の矯正(回復)能力を超過するもの、あるいはむしろ、その超過において独自の意義をもつものなのだ。それ

は、たんに、すべての不正を法によつて矯正することはできないといった、現実的な問題であるだけではない。人間独自のものである意味への欲望、世界を理解せんとする根源的な欲望の水準において、正義の、ではなく、不正義の感覚がより広範に機能するのだ。たとえば、私たちは、不正義の感覚の働きにしたがつて、人生が不公平であるとか、自然がいたずらなものであると嘆き、場合によつては、自分自身を責めることさえある。たとえそれが不合理であるとわかつていても、自分を、(自分自身さえ含む)誰かのなした不正義の犠牲者であると考えること、そのようにして世界に因果性を与えることによつて、私たちは、ただ理不尽な世界に曝されているという耐えがたい状況を回避するのだ。その意味で「不正義の感覚は、自然過程の意味を見分けようとする、尽きることのないわれわれの根強い欲求」(五六頁)のあらわれなのだ。

それでは、シュクラーにとって、不正義あるいはそれが引き起こす不正義の感覚とは、いつたい、いかなるものなのだろうか。彼女が論じる不正義(不正とされる行為)は、非常事態に、ではなく、日常的な経験のなかに、そして人間関係の基本的な水準に存在するものであり、そして、それが引き起こす不正義の感覚とは、「なによりもまず、約束された恩恵が与えられなかつたときに感じられるある特殊な怒り」(八一頁)なのである。社会生活を通じて私たちが獲得した、別様にいえば、社会が私たちに抱かせしめた「期待」に対する「裏切り」が、シュクラーにおける不正義の本質である。だが、「期待」という感情は、学習を通じて動物にも経験されるものであり、それへの違背は彼らにフラストレー

ションを生じさせる。そのような動物のフラストレーションから、私たちの不正義の感覚を分かつのは、「われわれが社会的に妥当」とされる期待と承認されない願望を区別することを教えられるということ。そして、人間は、動物のようにモノがもたらされるということを期待するだけではなく、各々の役割に基づいて、各人に、また相互に期待を抱く」（八九頁）ということである。シュクラーは、いわゆる「狼少年」における不正義の感覚のめばえに、この構造を見い出している。不正義の感覚を、このように社会的で相互依存的な人間の生のありかたに深く根ざしたものととらえることによって、シュクラーは、この感覚が「期待」の社会的妥当性をめぐる、すぐれ政治的な性格を帯びたものであることを明らかにするのである。そして、その政治性は、より広範で多様な「期待」の容認を志向し、結果として、その期待に対するより多くの「裏切り」の可能性を抱え込まざるをえない民主主義社会において、より際立つものになるのである。

シュクラーによれば、「民主主義のエートスとは、われわれのすべてが不正義の感覚をもつており、それが互いに関する、あるいは社会に関する判断において重要な機能を果たすことを意味している」（三五頁）のであり、「不当な取り扱いをうけたと主張する者の発言は、民主主義の原則に関する問題として、沈黙させられてはならない」（同）のだ。とはいって、彼女は被害者の不正義の感覚を絶対視するような立場に与するわけではない。それどころか、不正義の感覚が「非理性的」で、しばしば誤るものであることが度々指摘される。たとえば、被害者が心から

望むのは、法的正義ではなく、復讐であり、「不正義の感覚は、われわれをより理性的にするといったことには全く役立たない」（九一頁）のだ。にもかかわらず、重要なのは、「ほかの体制が抑圧する犠牲者の声に対する、民主主義は少なくとも、それを黙らせる、抑え込むということはしない」（八五頁）ということ、このシステムは、すべての人々が自らにとつての害を判断する能力をもち、それを表明する機会は誰からも奪われてはならないと考えるのである。

人間は、社会生活を通じて、一定の期待を形成し、それによって未来の自分を構想して生きる。シュクラーの主張するように、その構想に対する「裏切り」が不正義の感覚の本質であるのなら、現実の政治におけるあらゆる決定は、あるグループの人々には望ましいものであつても、既存のシステムを当然視してきた人々にとっては、社会的に形成された期待への裏切りとなりうるものだろう。あるべき社会の構想をめぐつて生じる共同体と個人の意識のあいだのこのような分裂は、いかなる政治システムにおいても避けがたいものであるが、シュクラーによれば、それを、最もうまく制御しうる体制が民主主義なのだ。彼女のモデルは、ルソーの社会契約である。参加者全員の発言権や十分な議論を保証する参加型の民主主義（討議民主主義）は、対話を通じた相互学習と初期選好の転換などの過程を通じて、人々を、あるべき共同体のなかに自らを位置づけることのできる市民に成長させる。不正義の感覚を「黙らせない」という民主主義の原則が、その原動力として機能するからだ、といふのがシュクラーの主張である。

政治的な機能としての「正義」の限界を強調する一方で、シュクラーが民主主義に寄せる期待が楽観的すぎる、あるいは過大なものであるのは否めないだろう。だが、同時に、不正義への注目というあまりぱつとしない彼女の議論が、決して明るいとは言いがたい。昨日の日本において、説得力をもつても事実だ。たとえば、一日八時間、月二五日以上働いても生活が立ちゆかない、いわゆるワーキング・プアといった状況は、まさにシュクラーのいう「不正義」、すなわち、社会的に妥当とみなされる期待への裏切りそのものだ。さらに、民主主義は、不正義の感覚を「黙らせない」のだという彼女の主張は、近年、私たちが取り組み始めた新たな諸制度（裁判員制度や裁判への被害者参加制度、あるいは例の「事業仕分け」など）の核をなす理念である。刊行からすでに二〇年近く経っているうえ、すでに複数の文献で紹介されている本書を、⁽²⁾敢えて、書評対象として取り上げたのは、「不正義の感覚」の政治性に力点を置くシュクラーの議論がけつして古びておらず、むしろ、私たちに差し迫った問題として、時宜を得たテーマであると考えたからだ。非正規雇用の劣悪な状況の改善や裁判員制度における今後の制度改革は、「不正義の感覚」に声を与えることの妥当性をめぐるせめぎあいを主要な軸として展開していくに違いない。そのせめぎあいをとらえる重要な観点のひとつを、本書はまちがいなく提供している。

本書でのシュクラーの「不正義」論は、政治性の払拭が強調されがちな「正義」をめぐる議論を、その起源の地、諸力ひしめき合う人間的な生、

すなわち、政治的生のただなかへ引き戻して論じる試みであり、不正義をもつぱら正義、あるいは法との関係でとらえるような思考を凌駕する深度を内包するものである。だが、学生向けの講義という設定のためか、残念ながら、次々と取り上げられる多面的なトピックの全てが十分に展開されているとは言いがたい。彼女の議論を、それに見合うボリュームを備えた全体としてとらえようとするなら、追補的な取り組みが必要となるだろう。とはいえ、それは、われわれを多くの古典文献や芸術作品に導き、正義論の史的展開を丹念にたどりなおすことを可能にする同時に、それを、憤りや喜びといった馴染み深い表情をもつリアルな過程としてひらくよい機会を提供してくれるはずだ。

注

(1) Shklar, Judith, 1989, "The Liberalism of Fear," Nancy Rosenblum ed., *Liberalism and Moral Life*, Harvard University Press. = 11001 大川正彦訳「恐怖のリバリアリズム」『現代思想』29 (7), 120-139.

(2) 大川正彦 一九九九 『正義』 岩波書店、岡野八代 二〇〇一 『法の政治学』法と正義とフェミニズム 青土社ほか

